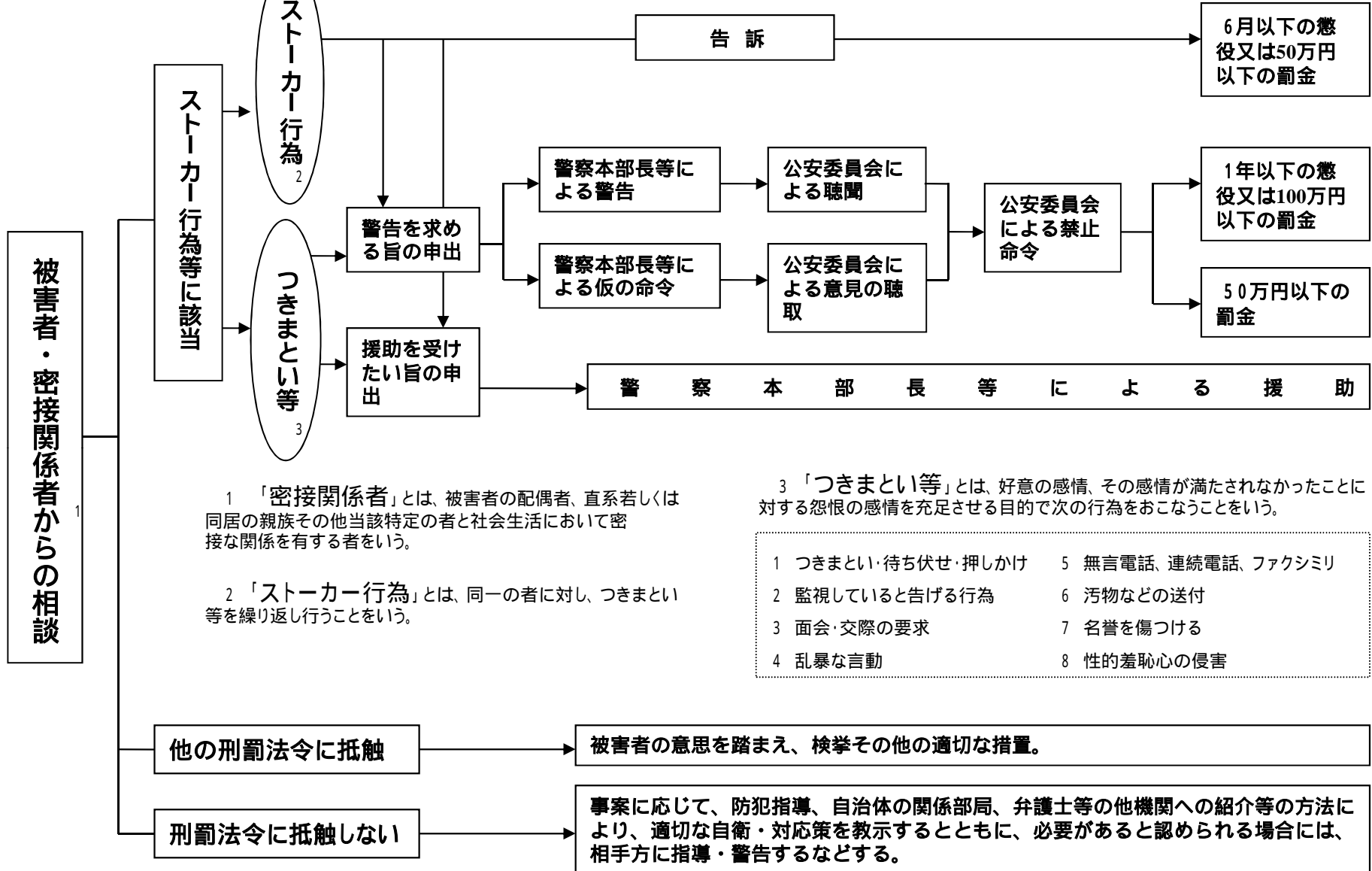


# ストーカー事案の対応の流れ



1 「密接関係者」とは、被害者の配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者をいう。

2 「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等を繰り返し行うことをいう。

3 「つきまとい等」とは、好意の感情、その感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足させる目的で次の行為をおこなうことをいう。

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 1 つきまとい・待ち伏せ・押しかけ | 5 無言電話、連続電話、ファクシミリ |
| 2 監視していると告げる行為    | 6 汚物などの送付          |
| 3 面会・交際の要求        | 7 名誉を傷つける          |
| 4 乱暴な言動           | 8 性的羞恥心の侵害         |

他の刑罰法令に抵触

被害者の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置。

刑罰法令に抵触しない

事案に応じて、防犯指導、自治体の関係部局、弁護士等の他機関への紹介等の方法により、適切な自衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には、相手方に指導・警告するなどする。